

ちの泊まって応援キャンペーン 「ちの割第2弾」宿泊施設募集案内

茅野市内の宿泊施設を、茅野市民をはじめとした長野県民が泊まって応援することで、
地域旅行需要創出と観光消費喚起を図るとともに、茅野市の良さをアピールします。

事業の概要

■割引金額

- ①長野県に居住している方が、「ちの割」を適用した場合、1人1泊あたり2,000円割引金額で宿泊させることができ、連泊も可とし、泊数制限はありません。また、1人1泊あたり1,000円分の地域で使える観光クーポン券も配布します。
- ②割引対象となるのは、宿泊料金（基本料金）及び追加料金等となります（消費税、入湯税、サービス料を含む）。Gotoトラベル事業や長野県が実施する事業、その他の割引事業等との併用は可能です。ただし、宿泊料金が2,000円（他の割引適用後）未満の場合は適用できません。

■宿泊割引の受け方

- ①ちの割を適用することを確認のうえ、宿泊予約をします。
(宿泊施設のwebサイトや直接電話での予約、旅行会社経由、宿泊予約サイト等)
- ②宿泊施設へのチェックインの際、「宿泊助成金第2弾利用承諾書」にご記入のうえ、長野県に居住していることが分かる身分証等を提示します。
- ③②の確認ができたところで「観光クーポン」(1人1泊あたり1,000円分(500円券×2枚))が配布されます。
- ④割引金額で宿泊できます。
- ⑤観光クーポンは、消費額の50%以内で利用できます。(1,000円以上の買い物に対して500円分のクーポンが利用できる)

■割引助成人数

35,000人泊。予定割引人数に達し次第終了。

宿泊施設ごとに割引可能泊数を割り当てます。割当数が上限に達する施設から再配分しますが、上限に達したところで終了となります。

■割引対象期間

宿泊割引：令和3年7月16日チェックイン～令和3年9月30日チェックアウトまでとし、割引可能人数が上限に達した宿泊施設については受付を終了とさせていただきます。

観光クーポン券：令和3年7月16日～令和3年12月31日

対象宿泊施設

宿泊助成金の交付の対象となる事業者は以下のいずれかに該当するものとします。

①宿泊事業者 旅館業法による許可を受け、茅野市内または(一社)ちの観光まちづくり推進機構会員の旅館・ホテル及び簡易宿所を営業する事業者です。ただし、企業の保養所、研修所や福利厚生施設、下宿営業及びラブホテルは対象外となります。

②住宅宿泊事業者 住宅宿泊事業法による登録を受け、茅野市内または(一社)ちの観光まちづくり推進機構会員の住宅において、住宅宿泊事業を営む事業者です。

■上記に加え、主に下記の条件を満たすことが必要です。

- ①「ちの割」割引対象者に対し、「宿泊助成金利用承諾書」への記載を求めるとともに、長野県及び近隣県に居住していることを、身分証等で確認すること。
- ②長野県が実施する新型コロナ対策推進宣言、信州の安心なお店の認証制度の認定または、茅野あんしん認証制度の認定を受け、業種ごとに作成されたガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策を行うこと。

宿泊施設登録方法

- ①対象施設の認定を受けたい場合には、「対象施設認定申請書」を施設ごと提出してください。提出は随時受付しています。
※提出は、メール、郵送またはFAXにてご提出ください。
※申請書は以下のURLからダウンロードしてください。
<https://navi.chinotabi.jp/news/10373/>

宿泊割引方法

- ①宿泊施設のwebサイトや直接電話、宿泊予約サイト等で予約を受付けます。予約時に「ちの割」を適用できることを明示または伝達してください。
- ちの割対象プランの条件
- 1人1泊単位で基本料金を設定してください。3人1部屋で○○○○○円のようなプランであっても、1人あたりの基本料金を明示してください。
 - 1人1泊あたりの宿泊料金が2,000円未満の方は対象となりません。(添い寝無料の方等) なお、Gotoトラベル事業等の他の割引施策の支援を受けた場合は、「お支払い実額」が2,000円未満の場合には対象となりません。
- ②宿泊者のチェックイン時に「宿泊助成金利用承諾書」に必要事項を必ず代表者本人に記載してもらいます。
- ③上記と同時に長野県に居住していることを身分証等で確認します。
- ④③を確認できたところで、「観光クーポン」(1人1泊あたり1,000円分(500円分×2枚))をお渡しください。
- ⑤宿泊者のチェックアウト精算時にちの割宿泊助成金額1人2,000円を差し引いた金額で精算します。事前決済等により、割引後の清算額が0円以下になった場合には、その金額を利用者に対しキャッシュバックし、宿泊助成金が支払われるまで立替えてください。
- ⑥事業期間終了後に、「宿泊助成金申請(実績報告)書兼請求書」を提出します。
- 【添付書類】(1) 助成金内訳明細書、(2) 宿泊助成金利用承諾書、(3) 宿泊グループごとの宿泊料金の総額の内訳が分かる請求明細書または領収書等の写し
- ⑦事務局が審査後、割引助成金を交付します。
- ※申請後、宿泊助成金の交付まで10日から2週間程度のお時間をいただきます。

その他

- ①「観光クーポン」の利用施設については、最新の情報ホームページに掲載します。クーポンをお渡ししたお客様からお伺いされた場合は、そちらをご案内してください。
- ②配分された割引可能人数について、残余数が足りなくなった場合にはご連絡願います。市の残余数に応じ再配分いたします。また、割引可能人数の残余数に余裕のある施設については、配分数を調整させていただく場合もあります。
- ③各宿泊施設に配分した割引人数の残余数を確認したいので、毎月10、20、30日に割引可能人数状況報告書をFaxまたはメールにてお送り願います。
- ④宿泊助成金の交付については、期間中の途中支払いが可能です。マニュアルにて指定する期日までに申請(実績報告)書兼請求書の提出をお願いいたします(期限厳守)。途中支払いが必要な場合にはその都度申請をお願いいたします。
- ⑤新型コロナウィルスの感染拡大状況等、新たな事態が生じた場合には、事業を中断・中止することがありますので、あらかじめご了承願います。
- ⑥Gotoトラベル事業や長野県が実施する事業、その他の割引事業等との併用は可とします。ただし、併用する割引等を控除した後の宿泊料金が2,000円以上となった場合のみ対象となります。
- ⑦宿泊施設の独自サイト及び電話での予約、宿泊予約サイトでの予約、旅行会社経由での予約、いずれも可とします。なお、キャッシュバックできることを前提とし、オンライン等での事前決済も可とします。ただし、旅行会社経由での予約については、宿泊施設と旅行会社との調整により、旅行商品購入者に対し、ちの割の利用について確約をしていただきますようお願いいたします。

問合せ

ちの割事務局

〒394-0048 長野県岡谷市川岸上1丁目1－20

ちの割事務局 百瀬 宛

【電話】090-7254-9781 【FAX】0266-21-5315

【メール】info@chino-wari.jp